

食物アレルギーに関する調査の実施について(お願い)

「食物アレルギー」及び「食物アレルギー以外の疾患(乳糖不耐症等)」

この度は、お子様の本校への合格、誠におめでとうございませす。心よりお祝い申し上げます。

本校では、生徒が安心して学校生活を送るため、新年度の受け入れ準備の一環として、入学予定者を対象に食物アレルギーや乳糖不耐症など、健康面で特別な配慮を必要とする事項の把握に努めております。

つきましては、安全に学校生活を送るための準備を進めるべく、調査票(様式I(新中I用))へのご記入をお願いいたします。調査票は、1月26日(月)または27日(火)の入学確約書提出時にあわせてご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、食物アレルギーや乳糖不耐症等がある場合の追加手続きにつきましては、下記に記載しておりますので、ご確認ください。

ご多忙のところ、誠に恐れ入りますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

《半田市の学校給食における食物アレルギー対応方針》

半田市では、学校給食で配慮が必要な児童生徒に対して、下記の対応を行っています。対応を希望される場合は、所定の手続きが必要になります。

なお、安全確保のため、アレルギー対応を行う児童生徒には、量の多少にかかわらず、アレルギーを含む食品や料理は提供しません。「少なから食べられる」という対応は行わないことを原則としておりますので、ご了承ください。

ただし、調味料や添加物などに微量に含まれるアレルギーまでは完全に除去できません。そのため、微量のアレルギーで症状が出る児童生徒については、弁当持参をお願いしています。

また、半田市の学校給食では、そば、落花生(ピーナッツ)、キウイフルーツ、くるみ、カシューナッツについては使用していないため、対応の対象外としています。

記

1 対応の内容

(1) 食品のアレルギー情報提供について

希望者には、通常の献立表とは別に、主要アレルギー(28品目)を表示した詳細献立をお渡しします。保護者の方は、この詳細献立をご確認いただき、必要に応じて弁当の持参など適切な対応をお願いします。

※この詳細献立は28品目のアレルギーに関する情報を示したものであり、それ以外のアレルギーの有無をすべて把握できる資料ではありません。

※製造や調理の過程において、微量のアレルギーが混入する可能性(コンタミネーション)があります。例えば食器や調理器具などは十分に洗浄していますが、微量のアレルギーを完全に除去できない場合があります。

(2) 除去食について

- ・ 給食センターで調理した献立のうち、「乳・卵・えび・かに」を除去した除去食を月2回程度提供しています。
- ・ 除去食の予定は、主要アレルギーを表示した詳細献立でお知らせします。
- ・ 同じ献立で複数のアレルギーが対象となる場合は、すべてを除去したものを提供します。例えば、えびアレルギーのみがある場合でも、八宝菜については、えびと卵の両方を除去したものを提供します。
- ・ 除去食の献立がある月には、前月下旬頃に「除去食申請書」を配布し、除去食を希望する方について毎月改めて確認します。

(3) 小麦アレルギーについて

主食(パン・麺)を食べられない場合は、パン・麺代を減額します。

(4) 乳アレルギー及び乳糖不耐症について

- ・ 飲用牛乳(200ml)の代わりに、調整豆乳(200ml)を提供します。
- ・ 飲用牛乳・調整豆乳ともに飲めない場合は、牛乳代を減額します。
- ・ 給食のパンにはスキムミルクが含まれています。食べられない場合はパン代を減額します。

2 提出書類について

(1) 食物アレルギー対応を希望される場合

- ・ 食物アレルギー対応についての希望申請書【様式2—1】
- ・ 食物アレルギーの経過及び対応状況申告書【様式4】
- ・ 家庭における除去申告書【様式5】
- ・ 学校生活管理指導表

【留意事項】

アレルギーの正確な診断のためには、食物経口負荷試験を受けることが望ましいとされています。試験は、知多半島総合医療センターや、あいち小児保健医療総合センター(大府市)などで受けることができます。なお、検査結果の提出は任意です。

(2) 食物アレルギーはあるが、対応を希望されない場合

- ・ 学校生活管理指導表

【留意事項】

半田市の学校給食では、そば、落花生(ピーナッツ)、キウイフルーツ、くるみ、カシューナッツについては使用していません。アレルゲンとなる食品がこれらの食品のみの場合は、給食センターの個別対応はないため、「食物アレルギー対応についての希望申請書」の提出は不要です。ただし、調理実習や校外学習での食事など、学校生活において、それらの食品を含む場合があります。

(3) 食物アレルギー以外の疾患(乳糖不耐症等)で対応を希望される場合

- ・ 食物アレルギー以外の疾患による学校給食対応についての希望申請書【様式3】
- ・ 医師の指示がわかる診断書(症状に変化がない場合、2年目からは初年度のコピーを提出することができます)

3 提出日

(1) 様式1(全員提出)

…令和8年1月26日(月)もしくは27日(火)に、入学確約書とともに提出してください。

(2) 様式2・3・4・5及び学校生活管理指導表、医師の指示がわかる診断書

…令和8年2月14日(土)合格者説明会に提出してください。

4 面談について

「乳・卵・えび・かにの除去食対応希望者」「パン・麺代の減額対応希望者」「学校から面談の依頼がある方」は、必ず面談を行っていただきます。また、食物アレルギーや乳糖不耐症など、疾患により給食対応が必要な方で、面談を希望される方についてもお受けいたします。

面談日については、**3月中旬までに中学校で面談が終了できるようにご連絡いたします。**

面談には、副校長、教務もしくは校務、養護教諭、給食主任が同席し、給食の対応を決定します。

5 その他

提出された申請書類や面談の内容については、緊急時や学校での対応に活用するため、全教職員および関係機関で共有させていただきます。